

戸籍法等の改正に関する中間試案の 概要及び中間試案に係る意見の概要

一 氏名の読み仮名の法制化（法制審議会戸籍法部会・中間試案）について

読み仮名の法制化の背景

■戸籍法上「読み仮名」に関する規定はない

戸籍には「氏名」を記載するよう規定されている（戸籍法13条）が、
読み仮名を付する・付さないを明確にした規定はない。

※住民基本台帳事務処理上の利便のため、出生の届書に「よみかた」を付した様式を標準様式として通達により定めているが、戸籍事務では使用していない。

■デジタル社会の実現 → 公証された読み仮名への社会的要請

デジタル社会の実現を図る上では、行政機関の保有するデータ等をいかに効率的にデータベース化して活用できるかが鍵（例：給付金の支給など）

⇔ 行政機関が保有する「氏名」のデータは、大半が漢字
 → 外字など多様で複雑なため、データベース化の作業も複雑に 例：齊・斎・齋

読み仮名の法制化に関する方針

●デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）

「2024年からのマイナンバーカードの海外利用開始に合わせ、公証された氏名の読み仮名（カナ氏名）に基づき、**マイナンバーカードに氏名をローマ字表記できるよう、迅速に戸籍における読み仮名（カナ氏名）の法制化を図る。**これにより、官民ともに、氏名について、読み仮名（カナ氏名）を活用することで、システム処理の正確性・迅速性・効率性を向上させることができる。」

●デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第73条（令和3年5月19日公布）

「政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分等の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、**個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項**とすることを含め、この法律の**公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討**を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」

法制審議会（戸籍法部会）における審議経過

令和3年9月
読み仮名の法制化を諮問

令和3年11月～
戸籍法部会における調査審議
（部会長：窪田充見・神戸大学大学院
法学研究科教授）
※ 令和4年5月までに6回開催

（主な論点）

- 1 読み仮名を戸籍にどのように記載するか
- 2 読み仮名の情報をどのように収集するか
- 3 読み仮名を変更する手続の方法をどうするか

令和4年5月17日
中間試案の取りまとめ

5月27日～
パブリック・コメント開始

戸籍法等の改正に関する中間試案の概要

1 読み仮名の戸籍の記載事項化

- (1)戸籍の記載事項への追加
- 【甲案】 氏名を平仮名で表記したもの
 - 【乙案】 氏名を片仮名で表記したもの
- (2)読み仮名の許容性及び氏名との関連性
- 【甲案】 戸籍法には規定を設けず、法の一般原則による
※権利濫用の法理や公序良俗の法理など
 - 【乙案】 国字の音訓若しくは慣用により表音され、又は字義との関連性が認められるもの
 - 【丙案】 国字の音訓又は慣用により表音されるものでなくとも、字義との関連性その他法務省令で定めるもの

2 読み仮名の収集方法

- (1)氏又は名が初めて戸籍に記載される者
- 読み仮名を戸籍の届書（出生、国籍取得、帰化等）の記載事項とし、これを戸籍に記載する。
- (2)既に戸籍に記載されている者
- 一定の期間内に市区町村長に読み仮名の申出をしなければならない。
- 一定の期間内に申出がない場合には、市区町村長が職権で読み仮名を戸籍に記載する。

3 読み仮名の変更の手続

- (1)氏又は名の変更を伴わない場合
- 【甲案】 家庭裁判所の許可を得て、その旨を市区町村長に届け出る。
 - 【乙案】 甲案に加え、成年に達した時から1年以内に変更する場合には、家庭裁判所の許可を得ないで、その旨を市区町村長に届け出ることができる。
- (2)氏又は名の変更を伴う場合
- 読み仮名とともに家庭裁判所の許可を得て、その旨を市区町村長に届け出なければならない。

戸籍法等の改正に関する中間試案の概要

1 読み仮名の戸籍の記載事項化

2 読み仮名の収集方法

3 読み仮名の変更の手續

中間試案に対する意見の概要

令和4年5月27日～6月27日実施

意見総数：142件

(1)戸籍の記載事項への追加

【甲案】を支持する意見 12件

- ・ 日本語は、通常漢字と平仮名で表記される
- ・ 片仮名は似た文字（「ン」と「ソ」、「ス」と「ヌ」など）がある

【乙案】を支持する意見 25件

- ・ 外国又は外来語に起源を有する者の表記に適している
- ・ 既に金融機関等の民間企業でも片仮名が使用されている

(1)氏又は名が初めて戸籍に記載される者

届書の記載事項とすることに【賛成】12件
【反対】1件

(1)氏又は名の変更を伴わない場合

【甲案】を支持する意見 11件

- ・ （漢字）氏名の変更と同様の制度とすべき
- ・ 変更の理由や動機は、裁判所で審査されるべき

【乙案】を支持する意見 16件

- ・ 漢字は既に定まっており、変更しても大きな問題は生じない
- ・ 1年の期間を更に伸長すべき

(2)読み仮名の許容性及び氏名との関連性

【甲案】を支持する意見 23件

- ・ 社会通念上、許容されないものでない限り、命名権は尊重されるべき
- ・ 既に音訓や字義との関連性がない読み方の者はおり、規制は不可能

【乙案】を支持する意見 7件

- ・ 音訓や慣用のほか、字義との関連性までは認めるべき
- ・ 氏名が持つ公益性、社会性の面を重視すべき

【丙案】を支持する意見 10件

- ・ 我が国には命名文化があり、字義との関連性以外にも一定の範囲を許容すべき
- ・ 外国語の字義や音訓との関連でもよい

【文字の音訓（又は慣用）以外は認めるべきではない】とする意見 41件

- ・ 漢字の読みと異なるものは認めるべきではない

【現に使用している読み仮名は認められるべき】とする意見 9件

- ・ 現に使用している読み仮名を変更させることは相当でない

(2)既に戸籍に記載されている者

申出・職権記載によることに【賛成】5件
【反対】5件

【その他の意見】

- （申出）
 - ・ マイナポータルを活用した申出を認めるべき
 - ・ 申出がない場合に、罰則を科すことには反対
- （職権記載）
 - ・ 市区町村長が職権で戸籍に記載する前提として、市区町村が保有するフリガナ情報を国民に事前に通知すべき
 - ・ 申出によらないと情報の正確性が担保されない

(2)氏又は名の変更を伴う場合

【賛成】11件

- ・ 読み仮名は氏名の文字表記と一体であり、変更の判断は、文字と読み方と一体で行っているはずである

【反対】2件

- ・ 届出のみで変更を可能とすべき

意見総数 142件
意見の内訳 個人 130件
団体等 12件

主な団体等：日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、石川県司法書士会、福岡県行政書士会、東京都江戸川区、福岡県宗像市、京都産業大学、奈良教育大学 など